

○大津市生活環境の保全と増進に関する条例（抜粋）

（深夜における音響機器の使用の制限）

第 71 条 規則で定める区域内においてカラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）その他規則で定める音響機器（以下「音響機器」という。）を設置して業を営む者は、**午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、音響機器を使用し、又は使用させてはならない。**ただし、音響機器から発する音が外部にもれない場合、その他音響機器から発生する音が周辺的生活環境を損なうおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

（静穏の保持）

第 88 条 何人も、夜間に道路その他の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。

2 何人も、付近の静穏を害するおそれのある機器等を設置し、又は行為を行うときは、付近に最も影響のない方法で行うようにしなければならない

○騒音に係る環境基準

環境基準は、等価騒音レベル（Leq）による値を評価値として使用し、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値を定めている。

一般地域における環境基準は表 1-1 に掲げるとおりである。

表 1-1 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設などが集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、表 1-2 に掲げる地域区分に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という）については、表 1-1 によらず、表 1-2 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 1-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表1-2にかかわらず、特例として表1-3の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 1-3 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

○騒音レベルの例

騒音レベル(デシベル)	例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱
80	地下鉄の車内
70	電話のベル
60	普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館の中
30	ささやき声

睡眠に影響が
出始めるレベル

